

平成 24 年度第 1 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 24 年 5 月 24 日（木） 午前 10 時 00 分～正午 日野市役所 2 階 201 会議室
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委 員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委 員 原田 征久（公認会計士 原田会計事務所）
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの総務課契約締結分） （2）平成 24 年度総合評価方式について （3）電子入札の適用範囲の拡大について 3. その他 4. 閉会	
質問・意見	回答
（1）抽出案件について - 抽出方法等の説明を事務局に求める。 ○梅が丘特殊地下壕対策(23-1)工事について - 落札率が抽出要件とは合わないが、今回初めて行う工事なのか。	- 今回の審査対象期間は、平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までとなっています。 - この間に総務課で契約締結した案件の総数は 305 件です。このうち、落札率が高いものとして 95%以上（印刷については 90%以上）を 161 件、また、低いものとして 50%未満のもの 15 件を抽出しています。前年同期と比較しますと、落札率 50%未満が増加しています。 - 過去にも行ったことはあります。旧陸軍立川航空工廠の生産施設を疎開させるために掘られた地下壕が原因で地盤が崩落したのではないかと報道された案

・地下壕の全体の長さはどのくらいか。 ・工事に至る経緯について説明を求める。 ・市の費用負担はあるのか。 ・どのようにして地下壕を埋めるのか。 ○名・ロゴ入りタオルについて ・落札率が 100% と高いが原因は何か。 ・原課で参考見積を取るときの決まりはあ	件で、しかも「グラウト」という特殊な工種で業者選定をしたものです。 ・旧陸軍の資料が残っていないため、はっきりしていません。東京都水道局の資料では計画延長が約 4,200m で 75% にあたる約 3,150m が完成しているとのこと です。 ・過去に何度か崩落が起きています。平成 8 年 4 月には市道が陥没して埋め戻し工 事を実施し、平成 14 年 10 月には民家の 庭先が陥没して住民が避難する事態が 発生しています。その後、地域住民が国 を相手に訴訟を起こし、住民側が勝訴し て国が予算措置を講じたため、日野市が 工事を行うこととなったものです。 ・国からの補助金が 5/10、特別交付税が 4/10 あり、市の負担は 1 割となります。 ・中にモルタルなどの充填剤を注入して埋 めることとなっています。地下壕の位置 については、超音波やレーザー、カメラ 等で調査を行っています。 ・市民の森ふれあいホール開所式に記念品 として配布するために購入したもので、 仕様は今回限りものであり、加えて納期 が短かったため、落札業者以外は見積を 辞退しています。結果的に、原課が参考 見積を徴した業者と契約することにな ったためです。
--	---

るのか。 ・納期が短いと、先に見積りをした業者が有利となり、フェアな競争ではないと見られてしまう。今後、注意が必要だ。 ○事務用椅子について ・50%未満の低入札となっているが、特殊な椅子なのか。 ・J I S規格を取得している製品にする等の決まりはあるのか。ない場合は品質や耐久性について問題はないのか。 ・同様の物品購入の「生徒用机ほか」では、落札率が100%となっている。落札率に大きな違いが起きている原因は何か。 ○介護保険料のしおり印刷について ・入札率が20%未満とかなり低いが、何が原因か。	・特に決まりはありません。基本的には市内業者から見積をとっています。 ・一般的な椅子です。製品指定はせず、「同等品可」として入札に付しました。落札業者が見積りした製品は、原課が予定した製品とは異なるものでしたが、規格内容を事前に確認したところ、同等品として認めることができ、同等機能を持つ安価な製品での落札となったものです。 ・特に決まりはありません。原課では実際製品カタログ等で選んでいる場合が多いので、J I S規格とは限りませんが、一定の規格を満たしている製品を選択していると考えられます。同等品で契約する場合も、契約決定前に原課に確認をとっているのも、もし品質に問題があるものであれば、同等品として認めていません。 ・「生徒用机ほか」については、毎年中学校で使用するもので、統一した規格にするために製品指定になっています。規格が決まっているため、入札時の製品価格には、ほとんど変動がありません。 ・平成24年4月施行の介護保険制度改正
---	---

・印刷については、毎年刷るものであれば、1度版を作成すれば値段を安く抑えられると思うが、毎年競争して業者を決めなければならないのか。 ○粉じん量測定分析業務委託(平成23年度)、焼却灰放射能濃度測定業務委託と破碎不適物等運搬処分業務委託について ・どの案件も低入札(47.49%、34.36%、37.37%)となっているが、原因は何か。 ・前年度の入札(見積)結果は公表してい	に対応した、介護保険料のしおりを作成したもので、見積り合せに参加した3者のうち2者は同じような額を示しているため、原課が徴した高い価格の参考見積書をそのまま設計額に反映させて、低入札の結果となったと思われます。 ・原則は、毎年競争しています。版下を持っていない業者が落札している場合があります。 ・粉じん量測定分析業務委託は、契約依頼前に参考見積を徴さずに、年度当初の予算額をそのまま設計金額として、その時点での市場価格を確認していなかったためと思われます。 焼却灰放射能濃度測定業務委託は、市場価格変動が激しく、放射能測定業務への業者側の体制が整ってきたため、入札時は価格が下がってきていたことと合わせ、業者側の受注努力もあったと聞いております。 破碎不適物等運搬処分業務委託は、昨年までは特命随意契約で行っていましたが、原課の調査により他業者でも本業務を行えることを確認したということで、今年度から競争見積合せを実施したことが低入札の結果になったと思われます。
--	---

るのか。 ・設計金額はどのようにして決めているのか。 ・清掃等年間をとおして行う業務委託であれば、検査等の管理責任者のチェックが重要になってくると思われるが、検査はどのようにして行っているのか。 ・以前の委員会で、クリーンセンター等は特命随意契約が多いので、競争で契約に付することができるかの検討をお願いした経緯がある。今回の破碎不適物等運搬処分業務委託のように特命随意契約から競争へと契約方法が変更された案件は他に挙がっているのか。 ○診療報酬明細書点検等の業務委託と子宮がん検診細胞診業務委託について ・低入札となっている理由は何か。子宮がん検診細胞診業務委託については、100%で見積している業者もいる。 ○中学生「東京駅伝」大会バス借上とパーソナルコンピュータ類賃貸借について	・総務課契約係の窓口にて入札（見積）結果を閲覧できるようになっています。 ・原課で決めています。予算作成するときには見積書をとっていますが、前年度を基に設計している場合も多いと思われます。 ・原課の職員が行っています。現場が近ければ直接確認していますが、離れた場所であれば作業前後の写真をとって提出してもらうことなどで確認しています。 ・特命随意契約から競争へと契約方法が変更された案件は、今回の事例以外はほとんどありません。ただ、クリーンセンターで特命随意契約が比較的多いのは、ごみ焼却施設というプラントを抱えていることが大きな原因であると考えています。 ○診療報酬明細書点検等の業務委託については、見積り合せに参加した4者のうち3者は近似した額となっているので落札額は妥当と思われます。 子宮がん検診細胞診業務委託についても、応札した3者のうち落札した業者ともう1者の金額は、かけ離れている金額ではないので、落札額は妥当かと思われます。
---	---

・どちらも低入札となっているが。 ・長期継続契約(5年)の件についてはどのようにして決定しているのか。 ・支払条件に契約後10回払いとなっているものがあるがどういう意味か。 ・支払条件が、「毎月払い」、「契約後10回払い」と案件によって異なっているがどうか。 ・複写機賃貸借(日野一小ほか1校)と(仮称)市民活動支援センター複写機賃貸借は、同じ業者が落札しているが、一方は低入札で、もう一方は100%の落札率となっている。複写機本体の機能に大きな差はないと思うが、何故落札率が違うのか。複写機については、複数の課が借りているので、価格の比較をする必要があ	・中学生「東京駅伝」大会バス借上は、東京都主催「東京駅伝」へ参加するための送迎バス借上で、当初、中央区晴海スポーツ運動場を会場として予算を組んでいたものが調布市の味の素スタジアムに決定した際、予算額をそのまま設計金額としたため、結果として落札率が下がってしまったものです。 - パーソナルコンピュータ類賃貸借は、調査研究事業を効率的に進めるためのパーソナルコンピュータが5年のリースアップとなったため入れ替えをしたものですが、仕様に基本ソフト(ワード・エクセル等)が入っていなかったため、仕様どおりの応札となり、低入札の結果を招いたもので、仕様書の確認を原課が怠った初歩的なミスが原因です。 ・1年目の見積額で競争し、決定しています。 ・長期継続契約(5年)なので、半年毎に支払いを行うということになります。 ・支払方法については、特に決まりがなく、原課の方で決めています。 ・設計金額は原課で決定しています。落札率は、設計金額に対する落札額の比率ですので、設計金額を高く設定していると低入札になってしまいます。仕様を細かく分析しないとわかりませんが、機種や条件は異なっている場合が多いと思われます。
---	---

るのではないか。	
(2) 平成24年度総合評価方式について ・提案の趣旨について説明を求める。	・総合評価方式の1点は報告、2点は変更点の諮問です。 まず、1点目の報告事項は、総合評価方式ガイドラインの適用範囲です。平成22年10月15日から平成23年3月31日までの間は、本来は上限額1億円未満のところ、試行的に建築及び土木工事は3億円未満まで、その他の工事については、1億5千万円未満まで適用範囲を拡大する措置を講じています。今後も総合評価方式の検証を幅広く得ることを目的に、この試行的適用範囲の拡大を、平成24年度においても引き続き継続することとしています。 2点目は、技術評価項目のうち、工事成績の評価基準から「旧成績」を削除し、「新成績」のみとするものです。「旧成績」は平成18年度以前の工事を、「新基準」は平成19年度以降の工事をそれぞれ対象としております。工事成績は過去5か年度間の工事成績を評価するものですが、平成24年度における過去5か年度は、平成19年度以降の工事が対象となりますので、「旧成績」で評価する平成18年度以前の工事は、今後対象とはなりません。したがって、評価基準の表から「旧成績」を削除し、欄外の表記も同様に整理するものです。 3点目は、工事終了後の履行確認に、「配置予定技術者」の項目を新たに追加するものです。 現在、履行確認事項として、①労務単価、②下請け契約、③ボランティア活動の3つ

・ 1 点目は、現在行っている総合評価方式の対象工事を前年度と同様に引き続き行っていくということ、2 点目は、使わなくなった表記を残しておかず削除してわかりやすくしておくということ、3 点目は、減点というペナルティになるので、事前に明示しておきたいというのが趣旨だということなので、報告と提案については、了解する。 (3) 電子入札の適用範囲の拡大について ・ 報告の趣旨について説明を求める。	について、技術評価として事前に加点されている場合、工事完了検査時に書類の提出を受けて履行確認をし、確認できない場合は、工事成績評定から各々5 点減点することを明記しております。 配置予定技術者についても、技術評価として事前に加点されている場合は、他の項目同様、工事完了検査時に書類の提出を受けて履行確認をし、確認できない場合は、工事成績評定から各々5 点減点することを明記するというものです。 ・ 現在、電子調達サービスを利用した電子入札は、①設計金額 1, 000 万円以上の制限付き一般競争入札に付する工事、②設計金額 300 万円以上の制限付き一般競争入札に付する設計及び測量業務委託の 2 つに適用していますが、これに新たに、③設計金額 130 万円以上 1, 000 万円未満の指名競争入札に付する工事を追加して実施するもので、平成 24 年 4 月 1 日から適用しております。 適用範囲を拡大する理由ですが、①不正行為の発生防止のために談合できない
--	---

・委員会として報告を受けた。	環境をつくる、②契約手続きの透明性をより高める、③第4次日野市行財政改革大綱・実施計画により実施を求められている、等々によります。 実施にあたっては、電子入札の操作方法来に不慣れな事業者が入札に参加できないことが無いよう、当面の間、指名した事業者に指名競争入札を電子入札で行うお知らせのFAXを流すなどして、指名業者に対しての支援を実施することとしております。
-----------------------	--